

愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

1 趣旨

- 愛知県障害者差別解消推進条例（2015年12月公布・一部施行、2016年4月全面施行）について、附則に規定した施行3年経過後の見直しを行う。
- また、国において、障害者差別解消法（2013年6月公布、2016年4月施行）の施行3年後の見直しにより、2021年6月に一部改正法が公布された（施行は公布から3年以内）ことから、法改正に伴う見直しを合わせて行う。

2 検討状況（検討の過程）

2021年7月	愛知県障害者施策審議会にワーキンググループ（WG）を設置	
9月	第1回WG	・障害者団体、事業者団体等にヒアリングを実施 ・ヒアリング結果をWG・施策審議会に報告し、意見を聴取・集約
11月	第2回WG	
12月	愛知県障害者施策審議会	
2022年2月	第3回WG	・国の「基本方針」変更の動きを注視しつつ、意見を聴取・集約
3月	愛知県障害者施策審議会	
7月	愛知県障害者施策審議会	
12月	愛知県障害者施策審議会	・国の「基本方針」変更を踏まえ、意見を聴取・集約
2023年2月	第1回WG	
2023年3月	愛知県障害者施策審議会	
7月	愛知県障害者施策審議会	・これまでの検討を踏まえた県の考え方を提示し、審議

【基本方針の主な変更内容】

基本方針 各章	主な変更（追記された）内容
第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・関連差別も不当な差別的取扱いに該当 ・不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例 ・建設的対話、相互理解の重要性 ・合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例 ・合理的配慮と環境の整備
第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応の基本的な考え方 ・国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取組 ・人材の確保・育成 ・協議会の設置促進等に向けた取組

3 見直しのポイント

①定義の明確化【第2条】

- WGでの定義を求める意見をふまえ、以下の項目を新設・追記
 - 新設：障害を理由とする差別、不当な差別的取扱い、合理的配慮
 - 追記：障害者（難病・高次脳機能障害を追記）
事業者（目的の営利、非営利、個人、法人の別を問わないことを明記）

②「助言、あっせん又は指導の求め等」の対象範囲の拡大【第13条】

- 現行は、不当な差別的取扱いの禁止違反が対象。WGにおいて合理的配慮の提供義務違反も対象とすべきとの意見あり。
⇒法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから対象を拡大。

③その他（法改正への対応）

法改正の内容	対応する条文
国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加	【条例第4条（県の責務）】 （現行）市町村との連携を規定 ⇒国との連携の規定を追記
事業者による合理的配慮の提供義務化	【条例第9条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）】 （現行）努力義務 ⇒義務化
支援措置の強化	【条例第10条（相談及び紛争の防止等のための体制の整備等）】 （現行）相談窓口の設置等必要な体制の整備を規定 ⇒人材の育成及び確保の措置を追記
情報の収集・整理・提供（努力義務）	【現行規定なし】 ⇒義務規定により新設

4 今後の対応（予定）

①普及啓発の実施

- ・事業者による合理的配慮の提供義務化についての普及啓発を実施。

②職員対応要領の見直し

- ・法改正、基本方針変更を踏まえ、国の各府省庁で職員対応要領を改定予定。
- ・本県の職員対応要領も、国の職員対応要領改定を踏まえ、今年度中に改定予定。